

学校法人東成学園 個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東成学園及び学校法人東成学園が設置する学校・研究機関及び附属機関（以下「本学園」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し、その収集、保管、利用について必要事項を定め、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 個人情報とは、次に掲げる者に関する情報で、氏名、生年月日、住所、電話番号等により特定の個人を識別できるもの、又は、その情報自体からは識別されなくとも他の情報と容易に照合ができ、それにより特定の個人を識別できるもの、及び、その他個人情報保護関連の諸法令に定められる情報のうち、本学園が業務上取得または作成した全ての情報をいう。

- (1) 役員、教職員及び学生等並びに本学園の構成員である者
 - (2) 役員、教職員及び学生等並びに本学園の構成員であった者
 - (3) 前(1)(2)項に定める者の保証人、父母、家族、親族等
 - (4) 個人情報の対象者については、別表1に定める
- 2 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令の定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 3 第1項に定める個人情報は、紙に記入もしくは印刷された情報の他、コンピュータ、光学式処理装置等により処理または保存されているものを含む。
- 4 保護の対象とする個人情報の項目については、別表2のとおりとする。

(個人情報の適用除外)

第3条 次に掲げる場合は、規程の全ての条項を適用除外とする。

- (1) 出版物又は一般の利用に供することを目的として収集、整理及び保存している個人情報。但し、特定の対象者に対して配布又は頒布したものを除く。
- (2) 本学園において学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合。但し、学術研究に関する諸規程に従い、できる限りこの規程に準じるよう努めなければならない。
- (3) 法令等により、公にすることが必要な個人情報。

(本学園の責務)

第4条 本学園は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う

個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(個人の責務)

第5条 本学園が業務上取得又は作成した情報を取扱う者及び過去に取扱った者は、本規程並びに本学園の諸規程を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 前項の定めについて、職務等で知り得た個人情報を目的以外に流用、第三者に漏えい又は流失させた場合は、学生にあつては各学則に基づき処分し、教職員にあつては本学園就業規則に基づき懲戒処分に付す。
- 3 第2条第1項第2号に定める者は、過去の在籍中に知り得た個人情報を第三者に漏えい又は流失してはならない。漏えい又は流失により、本学園に損害を与えた場合は、法的処置をとるものとする。

(個人情報保護委員会)

第6条 個人情報の保護を適正に行うため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は事務局長とする。
- 3 副委員長は昭和音楽大学音楽学部長とする。
- 4 委員会の委員は次の各号の者とする。
 - (1) 事務局長
 - (2) 音楽学部長
 - (3) 音楽科長
 - (4) 音楽研究科長
 - (5) 法人本部長
 - (6) 総務部長
 - (7) 学生支援センター部長
 - (8) ICT推進室長
- 5 前項の他、学園運営委員会の議決により委員を任命することができる。
- 6 委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は1年とする。但し、職責ある委員は、その職責にある期間とする。

(委員会の議決)

- 第9条 委員長は、必要の都度、委員会を招集しその議長となる。
- 2 委員長に事故あるときには、副委員長が議長となる。
 - 3 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立し、委員会の議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 4 委員会は、委員長が必要であると認めた場合、第7条第4項に掲げる者の他、関係者を出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会の審議事項)

- 第10条 委員会は次に掲げる各号について審議する。
- (1) 個人情報の具体的な対象の決定に関する事項
 - (2) 個人情報の収集、管理、利用、公開又は非公開に関する事項
 - (3) 個人情報の開示・訂正・停止及び不服申出に関する事項
 - (4) 個人情報保護に関する規程及び改正に関する事項
 - (5) 個人情報保護箇所長に対する指導又は助言に関する事項
 - (6) その他、個人情報の保護に関する重要事項

(委員長の責務)

- 第11条 委員長は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、第4条に基づき個人情報保護に必要な事項を委員会において審議のうえ報告し、必要な対応事項について学園運営委員会に諮問する。

(個人情報保護管理責任者の設置)

- 第12条 個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者(以下「管理責任者」という)を置く。なお、個人情報保護管理責任者は総務部長をもって任ずる。

(適正管理)

- 第13条 管理責任者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。又、必要に応じ委員会において事前もしくは事後に審議もしくは報告する。
- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故防止
 - (2) 改ざん及び漏えいの防止
 - (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
 - (4) 不要となった個人情報の破棄又は消去

(収集の制限)

第14条 個人情報、本学園の教育研究及び業務に必要な範囲に限定して収集するものとする。

2 個人情報は、公正な手段によって収集しなければならない。

3 個人情報の収集にあつては、原則として収集の目的・用途を明らかにし、本人の同意を得なければならない。但し、次の各号一つに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に基づき収集するとき。
- (2) 出版、報道等公にされたものから収集するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、特に必要な場合であつて、本人の同意を得ることが困難であると認められるとき。
- (4) その他本人以外の者から収集することに、相当の理由があると認めたとき。

(要配慮個人情報の取得)

第15条 要配慮個人情報は、合理的な理由がないかぎり収集しないよう努めるものとする。但し、次掲げる各号の一つに該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該情報の収集することについて、本人の明示的な同意があるとき。
- (2) 法令の規定に基づくとき。
- (3) 本人、国の機関、地方公共団体等により公開されている場合。
- (4) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな当該情報を取得する場合。
- (5) 出版、報道等公にされたものから収集するとき。
- (6) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第16条 収集した個人情報は、次の各号の目的に利用する。

- (1) 入学・入室・受講等に関する業務
- (2) 学籍・在室等に関する業務
- (3) 授業・レッスン等に関する業務
- (4) 各種証明書等に関する業務
- (5) 資格課程に関する業務
- (6) 留学生に関する業務
- (7) 学生等納付金・受講料等に関する業務
- (8) 奨学金等に関する業務
- (9) 健康管理・学生相談等に関する業務
- (10) 学生生活、課外活動、福利厚生等に関する業務
- (11) 進路・就職・留学等に関する業務

- (12) 図書館利用に関する業務
 - (13) 各種施設利用に関する業務
 - (14) 各種調査報告・申請等に関する業務
 - (15) 演奏会・講座・講習会・発表会・オーディション等に関する業務
 - (16) 保護者(保証人)等に対する業務
 - (17) 卒業生に対する業務
 - (18) 研究費・補助金等に関する業務
 - (19) 人事・労務管理に関する業務
 - (20) 広報等に関する業務
 - (21) その他、教育研究及び学生生徒等の支援に関する業務
- 2 個人情報とはあらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。
- (1) 業務運営上必要とする保護者(父母等)・保証人等への成績表、修学、学生生活等の状況の提供
 - (2) 留学生手続等に伴う外部機関への提供
 - (3) 奨学金申請等に伴う外部機関への提供
 - (4) 演奏会、研究発表等の推薦に伴う外部機関への提供
 - (5) 昭和音楽大学同僚会(卒業生組織)への提供
 - (6) 業務の外部委託に伴う提供
 - (7) 法令に基づく提供
 - (8) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合の提供
 - (9) 行政機関・司法機関等の公的機関が法令の定める事務又は事業を遂行することに協力する場合の提供

(学外への持ち出し制限)

- 第17条 個人情報は、原則として学外へ持ち出してはならない。但し、個人情報を使用する業務を学外に委託するとき、及び遠隔勤務において勤務する場合は、この限りでない。
- 2 前項の学外とは、本学園が設置する施設以外をいう。
 - 3 第1項の業務委託を行う場合には、管理責任者は、委託業者との間で個人情報の保護に関する覚書(様式第1号)を締結しなければならない。また、遠隔勤務において、個人情報を利用する場合はその利用目的に添った限定的な利用とし、厳に本規程の各趣旨に添ったものとしなければならない。
 - 4 第1項の定めにかかわらず、教員が授業運営にかかる資料、試験答案、論文、レポート、その他授業運営に必要な資料で、教員が正当な教育活動の遂行に必要な場合、及び遠隔業務において職員が個人情報を利用する場合はその利用目的に添った限定的な利用とし、学外持ち出し制限の適用除外とするこ

とができる。

- 5 前項の場合、教員又は職員を当該個人情報にかかる個人情報管理責任者と見なし、第5条に規定する責務を負わなければならない。

（個人情報の開示）

第18条 本人は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。但し、次の各号に該当するときは、当該個人情報記録の全部又は一部を開示しないことがある。

- (1) 開示請求の対象となった個人情報に、請求者以外の個人に関する情報が含まれているとき。
 - (2) 開示請求の対象となった個人情報が、個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関するものであって、開示することにより、教育研究又は事務の適正な運営に支障が生じるおそれがあるとき。
 - (3) 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
 - (4) その他、個人情報保護委員会が開示が適当でないと判断したとき。
- 2 前項に規定する請求は、本人であることを明らかにし、当該開示請求（様式第2号）に必要な事項を明記した文書を管理責任者あてに提出するものとする。
- 3 管理責任者が前項に定める開示の申し出について必要と認めた場合には、委員会に対して付議又は報告を行うものとする。

（自己情報訂正の請求）

第19条 自己の個人情報記録が、事実と異なる場合には、個人情報の訂正の請求をすることができる。

- 2 前項に規定する請求は、本人であることを明らかにし、当該訂正請求（様式第2号）に必要な事項を明記した文書を管理責任者あてに提出するものとする。
- 3 管理責任者が前項に定める訂正の申し出について必要と認めた場合には、委員会に対して付議又は報告を行うものとする。

（自己情報利用停止の請求）

第20条 本人は、自己の個人情報記録の利用停止を請求することができる。但し、次の各号に該当するときは、当該個人情報記録の全部または一部を利用停止しないことがある。

- (1) 法令に基づいて利用し、又は提供しているとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急に利用又は提供の必要があるとき。

- (3) その他、相当の理由があると認めたとき。
- 2 前項に規定する請求は、本人であることを明らかにし、当該利用停止請求（様式第2号）に必要な事項を明記した文書を管理責任者あてに提出するものとする。
- 3 管理責任者が前項に定める停止の申し出について必要と認めた場合には、委員会に対して付議又は報告を行うものとする。

（不服の申し出）

第21条 本人が、自己の個人情報に関する本学園の取り扱いについて不服を有する場合には、不服の申し出をすることができる。

- 2 前項に規定する申し出は、本人であることを明らかにし、当該不服申出書（様式第3号）に必要な事項を明記した文書を委員会事務局あてに提出するものとする。
- 3 管理責任者が前項に定める不服の申し出について必要と認めた場合には、委員会に対して付議又は報告を行うものとする。

（所管）

第22条 この規程の所管は、総務部総務課とする。

（改廃）

第23条 この規程の改廃は、個人情報保護委員会の審議を経て、学園運営委員会に諮問し、その議を経て理事長が行う。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。
この規程の改訂に伴い、「個人情報保護委員会規程」は2021（令和3）年3月31日をもって廃止する。
この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。
この規程は、2025（令和7）年8月1日から施行する。

別表1 【個人情報の対象者】

1. 昭和音楽大学、昭和音楽大学短期大学部、昭和音楽大学大学院に在籍する学生(研究生及び科目等履修生含)及び離籍した者
2. 音楽療法室アンダンテ通室児童及び退室した者
3. 昭和音楽大学附属音楽・バレエ教室、ピアノアートアカデミー、ストリングスアカデミー、パスウェイズに在籍する生徒、受講生及び離籍した者
4. 第1号から第3号に掲げる者の保証人、父母及び家族又は親族、学費負担者
5. 昭和音楽大学、昭和音楽大学短期大学部、昭和音楽大学大学院の入学志願者及びレスナー
6. 本学園が雇用している又は雇用していた教員又は職員
7. 前号に掲げる者の保証人、家族又は親族
8. 本学園の役員
9. 教員及び職員の採用応募者
10. 本学園研究機関の研究員、その他雇用以外の身分により教育研究活動に従事する者又は従事した者
11. 本学園が主催する演奏会等の顧客
12. 本学園が設置する学校及び附属・研究機関が開催する公開講座、講演会、セミナー、オーディションその他の催し物の受講希望者、受講者、参加者及び関係者
13. 本学園に寄付又は寄贈した者
14. 本学園の施設設備等を利用する団体の責任者及び申込者又は個人
15. 第1号から第14号以外の者で、本学園に対して、照会、問い合わせ、意見、質問、要求、要望等を行う者

別表2 【保護の対象となる個人情報項目】

1. 身元・身上情報
2. 学歴・学位情報
3. 保証人情報
4. 家族・親族情報
5. 健康管理・医療情報
6. 金融・信用情報
7. 社会保険情報
8. 学籍情報、履修・成績情報
9. 学費納入情報
10. 求職・進路指導情報
11. 進路先・勤務先情報
12. 奨学生・特待生（応募）情報
13. 課外活動情報
14. 施設設備利用情報
15. 図書館利用情報
16. 賞罰情報
17. 免許資格情報
18. 採用判定情報
19. セッション記録
20. 学歴・成績情報
21. 志願情報、
22. 入学試験等成績情報
23. 入学試験等選考・判定情報
24. 職歴情報
25. 雇用情報
26. 任用情報
27. 給与情報、
28. 税情報
29. 教育研究実績情報
30. 職業・所属先情報、
31. 演奏会・講座参加情報
32. 履修成績情報
33. 受講料等納入情報
34. 職業情報

個人情報の保護に関する覚書

学校法人東成学園（以下甲という。）と_____（以下乙という。）
は、甲の業務等の委託に伴う個人情報の取り扱いに関し、次のとおり覚書を締結する。

契 約 名： _____

業務内容： _____

契約期間： _____ 年 月 日 ～ 年 月 日

1.（データの授受）

甲は_____年 月 日までに書面または電磁式方法等により、データを乙に渡し、乙は指定の期日までにデータを甲に引き渡すものとする。

2.（機密の保持）

乙は甲から委託を受けた業務内容について、その機密の保持に万全を期し、作業期間中および納品後といえども、これを第三者に公表または漏えいしてはならない。この業務に従事した者に対して、業務上知り得た機密・知識等を第三者へ口外・開示しないよう指示監督するものとする。また、データの複写・複製および目的以外利用してはならない。

3.（再委託の禁止）

乙は、業務の全部または一部を、第三者に再委託したり、下請け等に出してはならない。

4.（損害賠償）

乙が、本件業務にかかわる機密の漏えい、データ等の毀損およびその他により、甲に損害を与えた場合は、乙は甲に対して損害賠償の責を負うものとする。

なお、甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により甲に損害を与えた場合は、甲と乙は協議のうえ、これを円満に解決する。

5.（その他）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、誠意をもって円満に解決するものとする。

年 月 日

（甲）川崎市麻生区万福寺1－16－6

（乙）

学校法人 東成学園

理事長 下八川 共祐

自己に関する個人情報（開示・訂正・利用停止）請求書

____年 ____月 ____日

____殿

請求者氏名 _____

所 属 _____

（在学学生は学部・学科・学籍番号、卒業生は卒業
年・卒業学部・学科、教職員は所属を記入）

住 所 _____

連絡先 TEL _____

個人情報の保護に関する規程第18条、19条および20条の規程に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求の区分	☐ 開 示 ☐ 訂 正 ☐ 利用停止
・自己に関する個人情報の名称 および記録事項 ・自己に関する個人情報を特定 するために必要な事項を具体的 に書いてください。	
請求の理由	

※本学記入欄

担当箇所		本人確認 ☐ 学生証・生徒手帳 ☐ 身分証明書 ☐ 運転免許証 ☐ パスポート（旅券） ☐ 健康保険被保険者証 ☐ その他
処理事項		

不 服 申 出 書

年 月 日

殿

請求者氏名

所 属

（在学生は学部・学科・学籍番号、卒業生は卒業年・
卒業学部・学科、教職員は所属を記入）

住 所

連絡先 TEL

個人情報の保護に関する規程第21条の規程に基づき、下記のとおり不服申出をします。

記

不服申出事項	
不服申出理由	

※本学記入欄

担 当 箇 所		本人確認 ☐ 学生証・生徒手帳 ☐ 身分証明書
処 理 事 項		☐ 運転免許証 ☐ パスポート（旅券） ☐ 健康保険被保険者証 ☐ その他

